

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和3年4月27日

「長崎県からの調査依頼」をかたる不審電話に注意！

今年の3月には「長崎県の災害給付金の窓口」をかたる不審電話が確認されましたが、今回は「長崎県からの調査依頼」をかたる不審電話が確認されました。十分ご注意ください。

内容

県からの依頼で調査を行うと説明し、「昨年の9月の台風で被害は無かったか。火災保険で修理をしないか。」と不審な電話があったとの情報が寄せられています。

消費生活センターからのアドバイス

長崎県からの依頼をかたった悪質商法の手口と考えられます。

国や県及び市町等の公的機関が相談等をされていない方の家屋の災害等における被害状況を調査する事はありません。

「火災保険が使えるので修繕費の負担はない」「火災保険の申請をサポートする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。

保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。

必要がなければ勧誘されても、「必要ありません」ときっぱりと断りましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります